

諮問第 577 号
環水大土発第 2206072 号
令和 4 年 6 月 7 日

中央環境審議会会長
高村 ゆかり 殿

環境大臣 山口 壯
(公 印 省 略)

農薬取締法第 4 条第 3 項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙 1 の農薬に関し、農薬取締法第 4 条第 1 項第 6 号から第 9 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和 46 年 3 月農林省告示第 346 号）第 3 号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙 2 の農薬に関し、同告示第 4 号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

3-クロロ-4-(2,6-ジフルオロフェニル)-6-メチル-5-フェニルピリダジン (別名ピリダクロメチル)

3-(4-ブロモフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素 (別名メトブロムロン)

(別紙2)

5-[(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロノイル) アミノ]-1-(5-カルボキシ-1,2,3,4-テトラヒドロ-2,4-ジオキソピリミジン-1-イル)-1,5-ジデオキシ-β-D-アロフランuron酸亜鉛塩(別名ポリオキシンD亜鉛塩)

1-[5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド)-1,5-ジデオキシ-1-(1,2,3,4-テトラヒドロ-5-ヒドロキシメチル-2,4-ジオキソピリミジニル)-β-D-アロフランuronノイル]-3-エチリデン-2-アゼチジンカルボン酸(別名ポリオキシンA)、5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド)-1,5-ジデオキシ-1-(1,2,3,4-テトラヒドロ-5-ヒドロキシメチル-2,4-ジオキソピリミジニル)-β-D-アロフランuron酸(別名ポリオキシンB)、5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2,3-ジデオキシ-L-キシロンアミド)-1,5-ジデオキシ-1-(1,2,3,4-テトラヒドロ-5-ヒドロキシメチル-2,4-ジオキソピリミジニル)-β-D-アロフランuron酸(別名ポリオキシンG)、1-[5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド)-1,5-ジデオキシ-1-(1,2,3,4-テトラヒドロ-5-メチル-2,4-ジオキソピリミジニル)-β-D-アロフランuronノイル]-3-エチリデン-2-アゼチジンカルボン酸(別名ポリオキシンH)、5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド)-1,5-ジデオキシ-1-(1,2,3,4-テトラヒドロ-5-メチル-2,4-ジオキソピリミジニル)-β-D-アロフランuron酸(別名ポリオキシンJ)、1-[5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド)-1,5-ジデオキシ-1-(1,2,3,4-テトラヒドロ-2,4-ジオキソピリミジニル)-β-D-アロフランuronノイル]-3-エチリデン-2-アゼチジンカルボン酸(別名ポリオキシンK)、5-

(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド)-1,5-ジデオキシ-1-(1,2,3,4-テトラヒドロ-2,4-ジオキソピリミジニル)-β-D-アロフランウロン酸(別名ポリオキシンL)及び5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2,3-ジデオキシ-L-キシロンアミド)-1,5-ジデオキシ-1-(1,2,3,4-テトラヒドロ-2,4-ジオキソピリミジニル)-β-D-アロフランウロン酸(別名ポリオキシンM)の混合物(別名ポリオキシン複合体)

ナトリウム=3,4-ジヒドロ-3-イソプロピル-4-オキソ-2,1,3-ベンゾチアジアジン-1-イド=2,2-ジオキシド(別名ベンタゾンナトリウム塩又はベンタゾン)

中環審第1228号
令和4年6月10日

中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会
部会長 古米 弘明 殿

中央環境審議会
会長 高村 ゆかり
(公印省略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について (付議)

令和4年6月7日付け諮問第577号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境・土壌農薬部会に付議する。